

日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との  
著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書

日本国文部科学省及びベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省（以下「双方」という。）は、

著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）における二国間の協力が、双方の円滑な文化交流を確保し、相互理解を円滑化するとともに、文化事業を発展させることについて重要な意義を持つとの認識に至り、

定期的に情報を交換し及び共同でフォーラムその他の活動を実施する仕組みを設けることにより著作権等の保護を強化するため、双方の間の協力を更に共同で拡大することを希求し、  
以下の認識に達した。

1. 目的

本覚書の目的は、情報と成功体験の交換及び能力開発活動の実施を通じて著作権等に係る双方間の協力のための一般的な枠組みを構築することである。

2. 協力分野

この目的に基づき、双方は以下の分野で協力する。

- A. 著作権保護（デジタル環境を含む）の向上
- B. 海賊版取締りの強化
- C. 著作権等の集中管理の開発
- D. 著作権等に係る意識の向上
- E. 著作権等の分野における能力開発

3. 予算

この協力に係るいかなるあるいは全ての活動も双方がこの協力のため各年度において確保した予算の利用可能な範囲で実施するものとする。

4. 双方の責任

- A. 本覚書に基づき、双方は必要に応じて毎年双方の同意により特定の活動を定める計画を協議の上決定することができ、双方の同意により補足及び特定の修正をすることができる。
- B. 双方は、これにより自らの組織の構成員の内一名を連絡担当者として指名し、連絡担当者はこの覚書により合意のあった権限の内で口頭あるいは書面により諸事項に関する連絡に関し最善を尽くすものとする。

## 5. 制限事項

- A. 本覚書は法的拘束力を有する文書ではなく、両国が締結している著作権等に関する国際的な条約に従って実施される義務に影響を与えるものではなく両国国内法の実施に影響を与えるものでもない。
- B. 他方の同意がない限り、いずれの当事者も本覚書の下での協力を通じて得られた情報であって、当該他方の法令により秘密とされるものは、公開してはならない。

## 6. その他

- A. 本覚書に基づく協力は、双方による署名の日から実施される。
- B. 本覚書に基づく協力は5年間継続するものとし、いずれかの一方が、他の一方に対し書面により終了の意思を3か月前までに通報しない限り、自動的に1年間延長する。双方の別途の決定がない限り、本覚書の終了は実施中のプロジェクト若しくは活動の実施に影響しない。
- C. 本覚書の内容の変更又は補充は、双方の書面による同意によりこれを行うことができる。すべての変更又は補充は本覚書の不可分の一部をなすものとする。
- D. 現行の覚書のいかなる解釈及び適用の相違も双方の協議によって解決されなければならない。
- E. 本覚書は2015年3月9日に東京で署名した。本覚書の原本は日本語文、ベトナム語文及び英語文を一式とし、各々二通作成され、各言語版を公式のものとして共に同等の価値を有するものとする。解釈に相違があるときは英語文による。

日本国  
文部科学省のために

ベトナム社会主義共和国  
文化・スポーツ・観光省のために

---

副大臣  
藤井 基之

---

副大臣  
Ho Anh Tuan